

【制限】

- 提出された意見の全部又は部分が、【原案】の内容に関係ない場合、又は、意見の内容が公序良俗に対して不適切な場合、当該部分の陳述を認めない場合があります。
 - 公述希望が多数ある場合は、以下の基準により、四国地方整備局長が選定し、公述人の数を制限させていただきます。
 - －選定基準－
 - ・吉野川流域内の市町村にお住まいの方の意見であること。（上流域、中流域、下流域それぞれの会場において、公述人を募集しますが、基本的に会場のある地域にお住まいの方を優先して選定します）
 - ・意見要旨及びその理由が原案の内容に関するもので、論旨が明確な意見であること。
- なお、選定にあたっては、上流域、中流域、下流域それぞれの流域内の幅広い意見（多様性や地域性）を考慮します。